

## 平成22年度第4回福島町国民健康保険運営協議会議事録

◇日時	平成23年3月3日(木)午後6時00分～午後6時50分					
◇場所	福島町役場 庁議室					
◇出席委員	委員(会長)	吉村 次郎	委員	深浦 法正	委員	富山 雅則
	委員	小笠原 実	委員	竜川 征一郎	委員	澤田 慶子
	委員	野川 秀子	(7名)			
◇欠席委員	委員(副会長)	川井 宏道	委員	山田 正宏	(2名)	
◇説明員	町長	村田 駿	副町長	竹下 泰弘	課長	盛川 哲
	財務課長	本庄屋 誠	総括主査	工藤 泰	主査	原田 良子
	主査	西田 真弓				

### 開 会 (午後6時00分)

#### ○事務局

皆さんこんばんは。本日は2名の委員の欠席報告を受けております。予定されている委員さんは全員揃いましたので、平成22年度第4回福島町国民健康保険運営協議会を開催いたします。議事進行については会長となりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○会長

皆さんお晩でございます。委員の皆様におかれましては、本日ご参集ありがとうございます。本日の会議は議案が4件でございます。

それではまず、町長から挨拶があります。

#### ○町長

改めまして、お晩でございます。いよいよ10日から平成23年度の予算を中心とした議会が開催されます。そういう中で本日皆さんにご審議していただく内容につきましては、平成22年度の国民健康保険特別会計の補正予算、そして新年度の国民健康保険特別会計の予算、或いはまた税条例の改正等、これらについては国会の推移によって若干、変ってくる分野があるかもしれませんが、この後予定されている補正予算、新年度の予算、税改正等について運協の中でご審議いただきますので、本当に

お疲れのところ申し訳ありませんが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 会 議 成 立 宣 言

#### ○会長

本日の出席委員は7名で、委員定数の半数に達しております。福島町国民健康保険条例第2条各号委員もそれぞれ出席しておりますので会議は成立いたしました。よって、平成22年度第4回福島町国民健康保険運営協議会をただ今から開催します。

### 議事録署名委員の指名

#### ○会長

本日の議事録署名委員に竜川委員、澤田委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

### 議案第1号平成22年度福島町国民健康保険特別会計補正予算について

#### ○会長

それではさっそく審議に入ります。議案第1号について事務局、説明よろしく申し上げます。

#### ○福祉グループ総括主査(工藤 泰)

それでは1ページ目をお開き下さい。議案第

1号平成22年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

まず補正につきましては、3月10日から開催されます定例会3月会議に提案するものです。1ページ2ページに歳入、3ページに歳出がございます。歳出より説明いたしますので、3ページをお開き下さい。今回補正をするのは、網掛け表示の部分です。8保健事業費の網掛けが漏れていますが、これも補正になりますので訂正いたします。

まず1総務費です。42万5,000円追加補正いたします。内訳は①一般管理費で3万1,000円。これは下の補正額の説明に記載のとおり、高齢受給者証（70歳から74歳の方）の交付によるリーフレット代1万円と郵送料2万1千円で、合計3万1千円です。②連合会負担金39万4千円、これは国保総合システムに係る保険者負担分です。次に2保険給付費合計で700万円追加いたします。内訳につきましては③一般被保険者療養給付費1,000万円の追加。これにつきましては、医療費が月額4,100万円のところ、12月診療分までの平均が4,200万円のため、残り2ヶ月分1,000万円追加増額補正するものです。④一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、予算額100万円をみておりましたが、実績見込みで10万円なので90万円の減額をいたします。⑤出産育児一時金につきましても、当初予算で10人分の予算計上をしておりますが、現在まで4人ということで、あと1名分をみまして5人分の210万円を減額いたします。次に7共同事業拠出金は450万円減額いたします。内訳につきましては、⑥高額医療費共同事業医療費拠出金で150万円、⑦保険財政共同安定化事業分で300万円、これは額の確定により減額いたします。8保健事業費、150万円の減額です。これは特定健診が1月で終了してしまして、予算人員679人に対しまして、407人受診のため272人の減で、150万円の減額となっております。9諸支出金です。1,000円の追加です。これは昨

年度、国庫補助金で高齢者医療制度円滑運営事業分の交付金で3万1,073円交付されていましたが、確定額が3万396円で677円返還しなければならないので、予算1,000円の追加です。

それでは1ページにお戻り下さい。歳入について説明いたします。歳入も網掛け表示の部分が補正内容です。3国庫支出金877万7,000円の追加です。内訳につきましては①療養給付費等負担金309万4千円の追加。②高額医療費共同事業負担金で37万5,000円の減。③特定健康診査等負担金で22万9,000円の減額。④財政調整交付金で635万6,000円の追加、これは国保総合システム分39万4,000円の追加と事業等の精査によって繰入金減額に伴う財源調整分です。⑤出産育児一時金につきましては10万円の減額。⑥高齢者医療円滑導入費補助金につきましては3万1,000円で、先程説明しました一般管理費分の国庫補助です。次に、6道支出金3万3,000円追加で、内訳は⑦と⑧国庫支出金と同様の額の確定によりまして、37万5,000円と22万9,000円の減額です。⑨財政調整交付金につきましては一般療養費70万円の追加と高額合算療養費6万3,000円の減額の差額を計上しております。7共同事業交付金は375万円の減額で歳出の共同事業医療費拠出金の額確定による減額分を計上しております。8繰入金は、一般会計からの繰入金で349万8,000円の減額です。これは事業等の実績見込み等により保険基盤安定化分で258万3,000円の減と、出産育児一時金で133万3,000円の減、国保財政安定化支援分で41万8,000円の増、合わせて差し引きますと349万8,000円の減額です。10諸収入につきましては13万6,000円の減で、特定健診受診者の減による500円×272人分の減です。合わせまして、歳入、歳出とも補正額につきましては142万6,000円となりまして、歳入、歳出の総額は合計で9億2,605万2,000円となります。細かい説明は下の方に書いていますので、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議願います。

## ○会長

ただ今、事務局より議案第1号について説明がありました。この件について質疑があればお受けしたいと思います。何かございませんか。

## ○委員

差支えなければ結構なのですが、特定健診受診者の人数がかなり減っていますが、積算では679人となっていますが、これは対象者の何割を見込んでいるのですか。

## ○事務局

対象者が1,485名いまして、45%の見込み数です。実際1月に健診が終了いたしまして、410名受診ということで、27.6%の受診ということで減少しております。

## ○委員

1月に行なわれた特定健診受診者が27.6%ということでしょうか。

## ○事務局

はい。

## ○委員

1年目と比べてかなり受診率が減少していますが、今後どのように方針として考えているのですか。

## ○事務局

1回目の検診に比べて項目が減って、当初は特定健診を受けた時は皆さん珍しく受けたと思うのですが、項目が少ないことから減少も出てきているのかなということで、今年度は希望者に心電図を行なうという項目を増やして、PRして受診率向上に向けていきたいということは考えております。

## ○委員

項目が少ないというのは、町民からの声ですか。

## ○事務局

そうですね。

## ○会長

あと、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

---

## 議案第2号平成23年度福島町国民健康保険特別会計予算について

---

## ○会長

続きまして議案第2号について事務局、説明をお願いいたします。

## ○事務局

4ページをお開き下さい。議案第2号平成23年度福島町国民健康保険特別会計予算ということで、さきほどの補正予算と同じく定例会の3月会議において提案するものです。歳入歳出総額ですが、9億444万2,000円で、前年度の当初より306万8,000円の減となっております。

4ページには歳入、5ページには歳出を載せております。歳出より説明いたしますので、5ページをご覧ください。1総務費についてですが、今年度は769万9,000円となっており、前年度より73万8,000円の増額となっております。これは例年、年度の途中で追加補正として計上している賦課徴収費の中の収納対策費と医療費適正化対策事業費を当初から計上したための増額となっております。2保険給付費ですが、昨年と同額で6億4,412万4,000円計上しました。

3後期高齢者支援金等ですが、8,115万4,000円で、前年度より26万8,000円の減額となっております。4前期高齢者納付金等で、23万8,000円で前年度より8万8,000円の増額となっております。5老人保健拠出金ですが、前年と同額の101万円を計上しております。これについては、会計自体が終わった旧老人保健法対応分として平成20年3月以前の遡及請求等がある場合に必要な科目であるため前年と同額にしております。6介護納付金ですが、4,120万3,000円で116万2,000円の増額となっております。7共同事業拠出金ですが、1億2,151万円で457万4,000円の減となっております。これについては過去2年間の保険給付費に対する拠出額に対応した拠出金となっております。8保健事業

費ですが、441万円で23万4,000円を減額しております。昨年度まで当初で計上していたインフルエンザ予防接種費用を計上しないための減額となっております。また、さきほど原田保健師からも説明がありましたが、特定健診費用の中で新たな取組として、心電図検査を希望者には無料で受けてもらうように180人分を予算計上して受診率のアップを目指しております。

9諸支出金で39万3,000円、前年度繰上充用金1,000円、予備費は昨年と同額の270万円を計上しております。

続きまして4ページの歳入をご覧ください。1保険税についてですが、1億5,798万円で、1,163万円の減となっております。年間100人程度の自然減ということで、後期高齢に移行する方とか含めまして被保険者数の減と、所得の減少による減額で1,163万円を見込んでおります。2使用料及び手数料については前年と同額の14万円です。3国庫支出金ですが、2億5,717万8,000円で、4,942万6,000円の減額となっております。これについては、下の5番で前期高齢者交付金という所があるのですが、増額となる関係で財源調整となる調整交付金を少なく見込んでおります。4療養給付費交付金で、5,643万5,000円で160万7,000円の増額となっております。これについては、退職被保険者の療養諸費から退職者分の保険税を差し引いた額となることから、保険税が下がる設定から160万7,000円の増となるものです。5前期高齢者交付金ですが、2億1,355万6,000円で、6,231万3,000円の増となっております。これについては、前々年度の前期高齢者の保険給付費が多額となっていたため精算して2,400万円交付され、当年度の概算と合わせると6,231万3,000円となるものです。6道支出金4,904万7,000円で、3万9,000円の減額となっております。7共同事業交付金で1億542万3,000円で382万2,000円の減額となっております。これについては、3年前と2年前の一般被保険者の保険給付費が少な

かったことから、382万2,000円の減となるものです。8繰入金で6,407万7,000円で、208万7,000円の減額となっておりますが、低所得者の軽減分が被保険者の自然減により減少する見込みから減額しております。9繰越金は2,000円。

10諸収入は60万4,000円を計上しております。以上で簡単ですが新年度の説明を終わります。よろしくお祈りいたします。

#### ○会長

はい。ただ今事務局より議案第2号について説明がありましたが、この件について質疑があればお受けしたいと思います。

#### ○委員

先程も質問しましたが、歳出の方で保健事業費の中に特定健康診査の費用が含まれておりまして、その中で6番の概要に特定健診の受診率の低下を詳細検診ということで、持ち出して180人の希望者にとの話が出ましたが、金額はいくらなのでしょうか。

#### ○事務局

単価1,365円で、その180人分で24万6,000円計上しております。

#### ○委員

希望者といいますが、無料だと皆さん希望されますよね。

#### ○事務局

機械自体が大きい会場にしか持って行けないので、4会場ということで設定しています。

#### ○委員

私が聞きたいのは、受診率を高めなければならないのですから色々アイデアがあるとは思いますが、詳細検診の中でどうして心電図を選んだかということです。と言いますのは、私は個別で検診をさせていただいておりますけれども、貧血があるかどうか、それから問診を詳しくとったうえで必要があれば心電図をとります。ですけれども、はなから希望者に特定健診の中で無料でやるという話は、私は馴染まないのではと考えております。他に検診受診率アップする方

法があるのではないかと思いますが、その辺は検討されましたでしょうか。

#### ○事務局

検診を受けている方で血圧が高い方が多いということと、診察を受けた時点で心雑音が多いとか、病院にすぐかからなければならない方が多かったのです。ただ、先生のお声掛けだけでは病院にすぐ結びつくということが出来なかったもので、そういう心雑音がある方や、血圧が高い方たちに心臓の検査を進めるために検診に心電図を取り入れて、実際の状況を受けられた方に見せて、こうゆう状況だから病院受診をして下さいと、受診勧奨を含めております。

#### ○委員

わかりました。受診をして診察を受けた段階で心電図が必要ということですよ。そうしますとこれは受診者を増やすわけですから、広く受診を希望される方をつながなければいけませんから、はなから心電図も無料でやりますよと申込を受け付ける時に謳うのですか。

#### ○事務局

受け付ける時はそうです。

#### ○委員

それを謳って募集するのですか。

#### ○事務局

そうです。

#### ○会長

そうすると、申込時にみんなマルを付けてくるのではないのでしょうか。

#### ○委員

厳しい財源の中でやっていますから、もっと他のアイデアはないのでしょうか。他の委員の方どうでしょうか。

#### ○委員

心電図は点数的にはそんなにかからないかと思えます。

#### ○委員

特定健診の項目が少ないから受診者が少ないというわけではないのでしょうか。特

定健診の項目を絞ってスタートしたことについてはそれぞれ反省もあり、見直しがされるかもしれません。ですけれどもコアな部分を除いて、検診の項目を作り、それに基づいて指導をして指導者も出ているはず。この段階で心電図を導入して即受診率のアップにつながるというのは考えられないですけどね。しかも24万円という予算をとっています。コレステロールとかは善玉、悪玉とか言いまして、悪玉に対する善玉の比率だとかという項目がすごく、動脈硬化の研究結果に発揮しております。ですから、そこまで心電図をとらなくても、当初の目的の動脈硬化の病気の選別には役立ちます。それから糖尿病も、どの病気に対しても色んなことで影響してきますから、この二つは絶対に欠かせないですし、出来るだけコストを増やさないで特定健診をやるということが国の方針だと思います。

#### ○事務局

何年か特定健診を行なっていて、検診に行っても心電図は無いのかということを知られたという部分もありました。

#### ○委員

それは指導の仕方ではないでしょうか。初年度がかなりの割合で全道でも9番目という高い率を示しました。そのことを少し考えて検証しながらやっていくといいのではないのでしょうか。ちなみに今、指導している方は何人くらいいるのですか。

#### ○事務局

今はっきりした数字を答えられないので後程、お答えいたします。

#### ○事務局

保健指導は、うちの記憶だけですが保健指導の対象となる人に対して8割前後の取組率です。保健指導の部分は、他町から考えますと率が高いと感じました。

#### ○委員

ヘルスアップ事業からやっていて、かなり効

果があった方もおりまして、そういったことを色々な機会にPRをしたと思います。初年度の受診率が全道9位まで上がったのは、そういう成果もあったのではないのでしょうか。ですから、今指導人数はわかりませんが、かなりの方をやったのに、かたちとして見えてこないのです。ですから立派な広報があるのですから、PRをしてほしいです。そうすることによって特定健診を項目が少なくても受ける、動機づけになるのではないのでしょうか。だから新たに心電図を加えなくても、十分に可能なのではないのでしょうか。1年目の全道9番目の実績を、私は評価しておりますし取り組んでいただいた役場の方々には本当に敬意を示しました。それをもう一度やってほしいと思います。

#### ○事務局

心電図についても、それから眼底についても前々から予算は少しずつ、23年度は少し心電図検査の対象者、無料ですが少し多めに見させてもらったのは原田が申したように、少しでも魅力アップしそのうえで周知、広報の協力になるとうことこの意向でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○委員

ですがそれは、心電図を加えたからとって増えるとは思へません。

#### ○会長

どうですか、皆さん。受診率アップのために何か意見などありませんか。

#### ○委員

機会を多くみつけてその都度、PRすることではないのでしょうか。PRするにはコストがわかりませんので。そして実際に指導された方3ヶ月話されてこうだった、というケアの仕方もあるのではないのでしょうか。

#### ○町長

このことは最初50%を超えるくらいの受診率で、国保連合会等行ってもやはり福島町が上から9番目ということだからかなり評価され、その後

どうなるかと思っていたら、結果的に27.6%まで落ちてしまいました。健康づくり推進委員の方々とも連携をとりながら、地域で予防医療に力を入れていくということで、特定健診の中で心電図をとってみたという人は、それで結構だと思いますし、ただそれありきではなく一人でも多くの方が特定健診を受けるという方向で目標に向かってやっていきましょう。そういうことで一つご理解していただければと思います。

#### ○委員

福島町は予防医療を謳っていますので、特定健診等を生かしながら、実績として保存していくことが大事なのではないのでしょうか。

#### ○会長

皆さんで考えて、アップに持っていくということにご協力いただきたいと、委員会からの要望ですのでよろしくお願ひします。

あと、何かありませんか。

(「なし」との声あり)

#### ○会長

それでは、質疑を終了いたします。

---

### 議案第3号福島町国民健康保険税条例の一部改正について

---

#### ○会長

続きまして議案第3号について事務局、説明をお願いいたします。

#### ○事務局

6ページをお願いいたします。議案第3号国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。1改正の理由ですが、国は被保険者の低所得化による中間所得層への急激な負担のしわ寄せを緩和する目的で、国民健康保険税の課税限度額を平成23年4月から引上げ改正することとしており、町においても国準拠の観点から同水準に引上げをしようとしているものであります。2改正の内容でございますが、課税限度額を現行の73万円から4万円引上げ改正、

基礎医療分を1万円引上げ51万円に、後期高齢者支援分を1万円引上げ14万円に、介護納付分を2万円引上げ12万円とするものであります。そこに表が載っております。現行基礎医療分が50万円で改正が51万円。後期高齢者支援分が現行13万円で改正が14万円。それから介護納付金分が10万円で改正が12万円。合計、現行73万円で改正が77万円であります。なお介護納付金につきましては40歳以上の方のみが対象となっております。その下に、国の限度額の推移が記載してあります。平成22年4月に改正したのが現状のものでありまして、平成23年4月にはこういう改正をしようとしております。3議会提案の時期であります。国は法律が通らなくても、政令の改正であれば出来るということで、それが3月の末頃という情報があります。政令の改正ですと国会の議決が要りませんので、改正後に開催される議会、つまり4月以降に開催される福島町議会に提案をして、摘要は平成23年4月1日からというようなことで引上げを検討しております。なお、国の調整交付金に影響する額は、引上げた場合と引上げない場合では大きく違いがあると聞いております。以上で説明を終わります。

#### ○会長

はい。ただ今事務局より議案第3号について説明がありましたが、この件について質疑があればお受けしたいと思います。

健康保険税の値上がりということですがいかがですか。

#### ○町長

限度額の対象者は大体どの程度になっているのですか。

#### ○事務局

3つあわせると26世帯あります。ただ、一部該当というのがありまして、平均しますと35世帯くらいですので、35世帯での計算でいいかと思っております。

#### ○事務局

実際73万円の人が26世帯ですか。

#### ○事務局

26世帯です。

#### ○会長

73万円というのは大きいですね。それが26件程あるということですね。町民にとって、保険税というのが一番大きいので払いづらいというか、9期ですがほとんど毎月払うような格好ですね。限度額の方は月6万円くらい払わなければならない状態です。これは当町だけではなく、全国的にそうなのでしょうけど。収納率も保険税が一番悪いのでしょうか。

#### ○事務局

町税の中では一番低いです。当町だけでなく全国でのことですが。月割で10万円という方もいらっしゃいます。

#### ○町長

改正して下がる人もいるのでしょうか。

#### ○事務局

今回は限度額なので、下がる人はいません。

#### ○事務局

上限の人の上限が4万円上がるだけです。国の言い方は中間所得層へのしわ寄せをしないよという意味は、プラス4万円で高額の方々が納める分で、その保険料を賄っていきこうということだと思います。軽減や率はそのままでですから、そのために特別安くなる対象者はいません。

#### ○町長

現行では26世帯のものが、改正して35世帯くらいに影響が出てくるのではないかというのが先程の説明のことなですね。実際は、下の人も上がっていくのでしょうか。

#### ○事務局

収入が同じであれば変わりません。あくまでも限度額を超えた方々が、更に上になるということです。

#### ○会長

医療費が年々右肩上がりということは、保険

税もついていかなければいけないかなと思いますね。

あと、何かありませんか。

(「なし」との声あり)

#### ○会長

それでは、質疑を終了いたします。

---

### 議案第4号福島町国民健康保険条例の一部改正について

---

#### ○会長

続きまして議案第4号について事務局、説明をお願いいたします。

#### ○事務局

7ページ目、議案第4号福島町国民健康保険条例の一部改正について説明いたします。1提案の理由なのですが、国の緊急少子化対策として、出産育児一時金の給付額を35万円から39万円と4万円。これは平成21年10月に改正しておりますが、今年の3月31日までの期間限定で、引き上げたのですが今般国の方では、平成23年4月1日から恒久的に39万円にするというかたちで、健康保険法施行令の一部を改正する政令を、先程と同じく年度末或いは4月に公布予定というかたちで、これに伴いまして町においても政令の公布後に国民健康保険条例の一部を改正するものです。2改正の内容につきましては、先程説明しましたとおり出産育児一時金を35万円から39万円とするものです。3施工期日についてですが、政令公布が未定のため、平成23年4月1日適用とするもので議案第3号と同じく政令公布後の議会に提案予定です。8、9ページは条例改正の文面を記載しておりますのでご参照下さい。以上、簡単ですが説明を終わります。

#### ○会長

はい。ただ今事務局より議案第4号について説明がありましたが、この件について質疑ありませんか。

分娩費と言わないで出産育児一時金と言うのですね。これが35万円から39万円になったということですね。

#### ○事務局

実際は42万円です。本則では39万円で、別に3万円産科保障で出るので、1人当たり42万円になります。

#### ○会長

これまで分娩費は個人で支払ってきましたが、今は病院からこちらに請求がくるのでしょうか。

#### ○事務局

連合会にきます。

#### ○会長

病院で支払わなくていいというのは、いいことだと思います。

#### ○委員

連合会ですから、病院に支払われるまで2ヶ月ありますよね。それが今、問題になっているのです。2ヶ月遅れてお金が入るとなると病院経営が実は。

#### ○事務局

以前の受取代理制度だと、町から直接病院へというかたちで1ヶ月後とかだったのですが、連合会から請求くるのもかなり遅れてしまいます。

#### ○委員

医師会の産婦人科の医院が、こういう制度になったので困っています。しかも出産が少ないので。

#### ○町長

私は国保連合会の理事会に出ていますが、そのような話は、今初めて聞きました。そういうことは、是非とも話題にしてみたいです。

#### ○委員

今オンライン化で請求している所は、もう少し早く返還されますが、従来通りペーパーでレセプトを申請している所は2ヶ月かかります。

#### ○町長

レセプトは今、全部電子化になるのですよね。



**○事務局**

なりますが、まだ2ヶ月程かかっています。ただ、未払い分が無くなりました。

**○町長**

現場で、支払いが遅いという声が出ているのですね。

**○委員**

そうですね。オンライン化している所はそうではないと思いますが。

**○会長**

あと、何かございませんか。

(「なし」との声あり)

**○会長**

なければこれで審議を終わりたいと思います。他に委員並びに事務局で、何かありますか。

**○事務局**

その他でよろしいでしょうか。情報提供というかたちになりますけども、昨年10月に国保の財政推計をして保険料を軽減できるのではないかという報告をさせていただきました。その後12月の運協で小笠原委員からの質疑もあり、答弁いたしました経緯があります。その後の財政状況はまだ途中でございますが、今みえた分だけお知らせしますと、22年度の決算見込みでは、推計よりも400万円程収支は悪化する見込みです。主な原因は、保険給付費が予定よりも年間2,000万円程多くなるだろうということです。更に23年度当初予算の説明をしましたが、23年度予算においては、歳入の前期高齢者交付金が、いつもの年より6,000万円程多く入ってくる影響で、歳入をみましても23年度の単年度収支が700万円くらいの改善。22年度と23年度をあわせると300万円の改善の見込みです。24年度までの推計をしておりましたので、24年度については、あまり数字をいじらないで繰越金だけで調整していきますと、先程言いました、プラスマイナスあわせて300万円くらいの改善ということでは、24年度末で約3,000万円の繰越金が残るのかなというかたちで、今

数字を作っております。以前報告しておりました、均等割りを4,000円下げられるか否かの判断ですが、無理して下げられないことはないのでしょうけど、3月末までの数字がわからない部分もみたうえで4月にやるか、余裕を見て1年待つかの判断でございますけど、3月末まで数字をみなきゃ判断できないという所です。無理して出来ないわけではないですが、慎重にどうかたちで現在の段階は考えております。よろしく願いいたします。以上です。

**○会長**

他になれば会議を終了したいと思います、よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

---

**閉 会 宣 言**

---

**○会長**

なしと認め、会議を終わります。本日は大変お忙しいところ、迅速かつ慎重なご審議どうもありがとうございました。これで終わりたいと思います。ご苦労様でした。

---

**閉 会 (午後6時50分)**

---